

令和4年 第4回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和4年4月19日(火)

会 場 南会津町御蔵入交流館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月19日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町御蔵入交流館 多目的ホール
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	4番	馬場 崇裕
5番	湯田 重行	6番	湯田 義三	7番	星 洋一
8番	酒井 圭	10番	湯田 孝義	11番	室井 文一

農地利用最適化推進委員 13名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 修二	田島第5	湯田 雄市
田島第6	湯田 悌一	田島第9	渡部 典弘	田島第11	猪俣 忠久
舘岩第1	佐藤 春香	舘岩第2	芳賀 久	舘岩第3	芳賀 敏
伊南第1	八須賀 智	伊南第2	星 博孝	南郷第1	五十嵐 和
南郷第2	齋藤喜久男				

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

3番	平野 恒二	9番	渡部 一男		
----	-------	----	-------	--	--

農地利用最適化推進委員 6名

田島第3	星 仁	田島第4	湯田 慎也	田島第7	野中 勉
田島第8	平野 信行	田島第10	渡部 和幸	南郷第3	五十嵐敏章

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 現況確認証明申請について
- 日程第6 議案第3号 農地利用集積計画決定について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

7 会議の概要

	事務局長が開会を告げ、定期人事異動に伴う職員からの挨拶と今後の事務局体制の説明。会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により欠席の届け出がありました農業委員は、3番、平野恒二委員、9番、渡部一男委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。 また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、13名に出席していただいております。
議 長	続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、1番、星隆一委員、2番、芳賀美紀委員を指名いたします。両名には、本会議における議事録への署名をお願いいたします。
議 長	日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局長 報告)
議 長	只今、事務局から会務報告の説明がありましたが、ご質問などありましたらお願いします。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島9	(渡部典弘) 4月14日、現地調査いたしました。調査した内容は、農地法第5条の許可の内容、要件についてであります。申請理由ですが、譲受人は、東日本大震災以降の電力事情を鑑み、安全なエネルギー確保の必要性から太陽光発電所の設置を計画されています。太陽光のエネルギー事業は、脱炭素エネルギーを実現し、環境保護につながる事業の実現、さらなる有効事業が期待できるため、日照が十分確保できていること、敷地面積、搬入路等を条件に、経済産業省や東北電力株式会社の認定も受けられています。立地基準は、いわゆる第3種農地になりますので事務局に調べていただきました。申請地は、***駅から300m以内に存在

することから、公共施設至近距離農地となり、第3種農地となります。第3種農地は、転用しうる農地であります。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告します。1点目、転用に必要な資力などがあるかですが、申請書に添付されている▼▼▼▼の残高証明書の写しから、事業費の△△△△円を確保できる見込みがあるので問題ありません。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、登記簿に抵当権などの設定はありませんでしたので問題ありません。3点目、許可後遅滞なく契約に供することが可能かは、計画が具体的であり、遅滞なく履行されることと思います。4点目、他の法令の許認可があるかですが、経済産業省及び東北電力株式会社の認定を受けていることから、問題ありません。5点目、転用面積が妥当であるかという点ですが、太陽光発電用地として、□□□□㎡の申請面積は、過大な面積ではありません。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことについてですが、住宅に併設する農地であり、現在は休耕田であることから、他の農地に対する営農条件や日照の問題、農地の分断もないことから問題ありません。

以上、調査の結果、許可が妥当だと判断されると思うので審議をお願いいたします。

議 長

はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1について、原案のとおり決定いたしました。
次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員が欠席ですので事務局からの説明をお願いします。

事務局

(芳賀係長) それでは私のほうから事件番号2番を説明したいと思います。申請人、申請地については、議案書3ページ、事件番号2番をご参照お願いいたします。資料につきましては、資料2をご参照いただきたいと思います。4月12日に星仁調査員から調査書をお預かりしました。調査した内容につきましては、農地法第5条の許可の要件についてであります。申請理由につきましては、被設定人が、県発注の国道121号線バイパス工事を受注したことから、仮設現場事務所、資材置き場が必要となっております。位置や面積が最適である申請地を選択しているということであります。なお、今回の申請と全く同様の申請が、令和3年5月18日の総会で皆様に承認いただいている経緯がありますので、ご参

考までにお話いたします。今回の申請ですが、工事期間は許可の日から令和4年8月31日までの4か月を予定してございます。工事終了後は、仮設物、資材、表面の砂利、敷砂利等を撤去し、農地に復旧する一時転用の申請となっております。次に、転用に関する基準の各項目の調査結果について報告させていただきます。まず、立地基準であります、申請地は、一般的に青地と呼ばれております農用地区域内の農地となっております。このため、農地の区分は、農振農用地区域内の農地となります。農振農用地区域内の農地は、一部の例外を除き原則転用が許可されないことになってございますが、今回の申請につきましては、一時転用ということになっておりますので、農振農用地区域内の農地でも例外として許可が可能な農地となっております。次に、一般基準の状況ですが、1点目、転用に必要な資力などがあるかについてですが、申請書に添付されておりました通帳の写しを確認した結果、事業費の△△△△円を上回る残額が確認できておりますので、こちらの方は問題ないとのことです。2点目といたしまして、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかということですが、登記簿等を確認したところ、抵当権等の設定はされていないとのことでしたので問題はないかと思われまます。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、工事につきましては、工期の定めがありますので許可後ただちに遂行されるものと見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みがあるかについてですが、こちらにつきましても問題はありません。5点目、転用面積が妥当であるかという点につきましては、仮設の現場事務所、資材置き場として□□□□㎡は過大な面積ではないと考えます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかについてですが、雨水については、地下への自然浸透になっております。取水、排水につきましては、利用しないとのことです。農地の分断等につきましてもありませんし、日照につきましても影響のないところに設置するという計画になっておりますので、問題はないかと思われまます。以上、推進委員の方からありました許可が相当であるとの報告ですので審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第2区、星修二推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 2 (星修二) まず初めに、初めての報告なので不足がございましたらご指摘いただきたいと思います。令和4年3月30日付、現況確認証明申請の調査確認について報告いたします。申請人は、***字***番地 ○○○さんです。申請地は、***字***番地***です。登録地目は田です。面積が□□□□㎡です。調査日は、令和4年4月8日16時30分から申請人である○○○○さんの立ち合いのもと調査いたしました。申請理由ですが、農地拡大目的で●●●●さんより購入した土地ではありますが、耕作した形跡がなく、野生動物も出没すると近隣住民からの情報もあり、農地に適していないため、現況確認のうえ、雑種地として使用したいと考えているものです。元々、◆◆◆◆さんの父◎◎◎◎さんが耕作していましたが、平成10年に亡くなり、その1、2年前から耕作されていなかったと●●●●さんより確認しています。1点目として、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります。申請地は、山林、原野化しているため農地への復旧は適切ではありません。2点目、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認したところ、農地転用許可を受けた経過は見られませんでした。また、無断転用の状態を行政から指摘した経過もありませんので問題はない状況でした。3点目として、農用地区域内の農地ではないことにつきましても事務局に確認いたしましたが、申請地は、農用地区域の農地でないことですので問題はありませんでした。最後に、4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請地に記載のあるとおりで、前耕作者である◎◎◎◎さんが亡くなられて24年が経過していることから、20年以上非農地化していると思われます。以上、調査の結果、証明が相当であると判断されますので審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり決定いたしました。
	次に、事件番号 2 を議題といたします、地区担当調査員の舘岩第 2 区、芳賀久推進委員から調査の結果の説明をお願いします。
舘岩 2	(芳賀久) はい、4 月 8 日に〇〇〇〇さんに直接お会いして調査いたしました。調査した内容は、現況確認証明の調査です。申請理由ですが、昭和 51 年に茅葺きの住宅が火災により焼失しました。資金、建築資金が不足していたので、すぐに住宅の再建ができなかったそうです。住宅の脇に家庭菜園があったので国土調査により昭和 58 年に宅地化、地目変更登記がなされたそうです。畑になっているとも知らず、平成 3 年 8 月に元の場所に住宅を建築したので、地目変更登記のため申請したものでございます。1 点目ですが、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります、申請地は、既に住宅が建っており農地の復旧は適切ではありません。2 点目ですが、農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、申請地は、過去に農地転用許可を受けた経過や無断転用の状態を行政から指摘した経過もありませんでしたので、問題ない状況でした。3 点目ですが、農用地区域内の農地ではないことにつきましては、事務局に確認いたしました、申請地は、農用地区域内の農地ですが、非農地化してから 20 年以上経過しているなど、農業振興地域整備計画の総合見直しの際に除外する農地になっております。最後に、4 点目ですが、非農地化してから 20 年以上その状態が継続してるという点につきましては、平成 3 年に住宅を建築していることから、20 年以上非農地化していることが明白であります。 以上、調査の結果、証明が相当と判断されますので審議をお願いいたします。以上です。
議 長	はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してのご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号 2 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 2 については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第 2 号の審議を終了します。

議 長	続きまして、日程第 6「議案第 3 号 農地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	事務局の玉川です。私のほうから議案第 3 号の農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書 7 ページの利用権設定内訳 4 月をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で申し上げます。まず再設定ですが、田が 20 筆の□□□□㎡、畑が 12 筆の□□□□㎡となっております。新規についてですが、田が 167 筆の□□□□㎡、畑が 3 筆の□□□□㎡となっております。再設定と新規合わせまして、田が 187 筆、□□□□㎡、畑、15 筆□□□□㎡となりまして、合計が 202 筆、□□□□㎡となります。続きまして、起案書の 8 ページからは利用権設定の一覧でございます。まず、使用貸借権でございますが、全 202 筆のうち、***地域は番号 15 番から 33 番、51 番から 56 番までの***、***、***地区、***地域の番号 190 番から 199 番までの***。***地区で合計 35 筆でした。理由としては、貸付人からの意向で農地を適正に管理してもらえらるなとの希望により設定をされております。以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。
議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
田島 1	(渡部昭雄) 1 番なんですが、これ何て読むんですか、◆◆◆◆。借受人の経営面積□□□□㎡になっていますが、本人に話を聞いてるんですが、実際には□□□□町歩くらい作っております。数字が合わない感じがいたしまして。以上です。
事務局	(玉川) こちら利用権設定、農地情報公開システムに登録されている経営面積でデータを出しており、利用権設定されてない数字を申し上げて、□□□□町歩となっているかもしれないので、そちらの方も確認いたします。
議 長	他にありませんか。 質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案については原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第 3 号の審議を終了いたします。

議 長	続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	事務局の玉川です。私のほうから議案第4号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の概要を説明します。議案書の20,21ページをご覧ください。今回、配分計画案ということですが、この表にあります番号1番、計19筆につきましては、すでに県の認可、報告がなされた配分計画であります。今回借受人が変更になったということで、農業委員会の意見が求められたという件になっております。この表の右から2列目の貸借の期間であります。当初の計画では機構の事業でありますので10年で設定しておりますが、今回途中で借受人が替わっておりますので、ここの貸借期間は、残りの残期間、3年の期間となります。また、2番の借受人につきましては、3月の総会に議案第2号の農用地利用配分計画で農政係からの意向で取り下げになった件でございます。こちら当初の計画では機構の事業でありますので10年で設定しておりますが、今回途中で借受人が替わっておりますので、ここの貸借期間も残りの残期間、4年の期間となります。 以上、簡単でございますが説明終わります。
議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
議 長	（「ありません。」の声あり） 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。ございませんか。
議 長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第4号の審議を終了いたします。 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。
議 長	次に協議事項に入ります。広報委員会についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	（事務局長 広報委員会委員についての今後の方針等説明）
議 長	次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	（事務局長 業務日程 説明）

議 長 事務局から説明が終わりました。皆様の方から質問がありましたらお願いします。ございませんか。

議 長 それでは その他に入ります。令和3年度農業委員会互助会収支決算報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局 令和3年度農業委員会互助会収支決算報告 説明)
田島 1 (監査報告 監事 渡部昭雄より報告)

議 長 はい、ありがとうございました。監査報告いただきました。
それでは代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 皆さん大変お忙しい中、長時間審議ありがとうございました。これを持ちまして終了させていただきます。

閉会 午後 2時 15分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

1 番

2 番